



子育て世帯の

マイホーム購入・

リフォーム・

引っ越しの費用を

補助します

山梨市は、子育てしやすい住環境づくりを応援します

山梨市 子育て世帯住宅取得支援事業費 補助金

補助対象となる世帯

- ・ 子育て世帯 令和2年4月1日～令和6年12月31日に婚姻
- ・ 新婚世帯 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻

かつ、次のすべてに該当する世帯

- ・ 世帯所得が500万円未満
- ・ 婚姻日に夫婦とも39歳以下
- ・ 18歳以下の子どもを育てている
(妊娠中も含む)

補助上限額について

新築	夫婦とも 29歳以下	60万円
		30万円
中古・ リフォーム	29歳以下	90万円
	39歳以下	60万円
中古・ リフォーム	夫婦とも 39歳以下	30万円

対象費用

- 申請時に支払済みの
住宅購入費・引越費等
- ・ 令和7年4月1日～令和8年3月31日支払分
 - ・ 土地代は除く

申請方法

Webフォーム・お電話・窓口にて
事前相談(必須)



必要書類を提出

該当するかも…と思われた方は、
詳細な条件等をご確認ください。

問い合わせ

山梨市役所 企画推進課 人口減少対策室

電話：0553-22-1111(代) (内線2425)

Mail : kikaku@city.yamanashi.lg.jp



市ホームページ



事前相談フォーム